

農業用資材等高騰対策農業者支援金について

物価高騰により、肥料や農薬などの農業用資材等が高騰しているため、令和6年の購入に要した費用の一部を補助することにより販売農家を支援します。



【支援の内容】

対象者 古賀市在住で、農業所得の確定申告を行った人(個人・法人)

対象経費 令和6年1月～12月に購入した次の農業用資材等の費用

- ・肥料費(肥料・堆肥等の購入費用)
- ・農薬衛生費(農薬の購入費用や共同防除費)
- ・諸材料費(ビニール、支柱、マルチなど諸材料の購入費用)

支援金額 対象経費の10%相当 ※千円未満は切り捨て

申請期間 令和7年6月2日(月)～9月30日(火)まで

【申請に必要な書類】

①	農業用資材等高騰対策農業者支援金交付申請書兼実績報告書 ・農林振興課窓口配布または市ホームページからダウンロード
②	青色申告又は収支内訳の写し(次のいずれかひとつ) 〈個人〉令和6年分確定申告書の青色申告書又は収支内訳書 〈法人〉直近1年間の農業収支が確認できる書類の写し
③	振込通帳の写し 振込先口座と口座名義人がわかる通帳の見開きページ

※このほかにも、書類が必要となる場合があります



【申請先・お問い合わせ先】

古賀市役所 農林振興課

農林振興係 ☎942-1120